

長期的な視点に立った今後の環境政策の在り方について

平成27年11月29日

浅野直人

○ 環境政策の目標

第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）には、目指すべき目標である「持続可能な社会」として次のとおり記載されている。

- 「安全」が確保されることを前提として、「低炭素（温室効果ガス2050年80%削減を含む。）」「循環」「自然共生」の統合的な達成
- 環境・経済・社会の統合的向上

2050年を見据えつつ、以下の視点に立った対策を、今から取り組んでいくことが必要。

○ ビジョンの設定と戦略

環境と経済・社会の課題の同時解決を目指すに当たっては、明確なビジョンが必要（中央環境審議会としては平成26年7月に意見具申をしている。）。これも踏まえて、環境政策の枠だけにとどまらず、他の政策領域との積極的な連携を更に強化することを目指すべき。

例えば、本年9月に国連サミットで採択されたSDGsなども踏まえ、我が国においても、環境と経済・社会の同時解決を目指して具体的な議論を進めるべきではないか。

○ 長期管理の仕組みづくり

「2℃目標」の達成のためには、目標年の断面だけでなく累積排出量を抑えることが必要。

6月のG7エルマウ・サミット首脳宣言において、長期的な各国の低炭素戦略の策定にコミットすることが盛り込まれた。米中、中仏による共同声明でも、今世紀中に世界的に低炭素経済への移行が必要であること、今世紀半ばまでの戦略策定について言及されている。我が国においても、温対計画の更に先を見据え、長期の低炭素

戦略の策定に着手しなければならない。

環境基本計画に定められている「2050年80%減」については、温度上昇を一定のものに抑えるための累積排出量を踏まえた段階的な総排出量の設定や、その管理計画の策定など、時間軸も意識しつつ、目標を達成するために必要な仕組みを検討することが必要。イギリスの炭素バジェットが一つの参考になる。低炭素戦略の検討に際しては、このような観点が含まれていても良いのではないか。

○ イノベーションについて

第4次環境基本計画において、「グリーン・イノベーション¹の推進」を明記。また、「あらゆる政策手法を組み合わせ、環境政策として一体的な推進を図っていくことで、グリーン・イノベーションを効果的に推進し」とも定めている。

中長期目標の達成に向けては、革新的な技術が確立することを期待するのみならず、制度的な課題や社会の需要等とのバランスを取りながら進めていくことが重要。例えば、革新的な技術があっても、それが実装されなければ意味が無く、そのための仕組みづくりが必要。

また、技術的な可能性については、具体的かつ定量的に議論することを通じて、経済界も含め様々な主体の見解や反論を引き出すことが必要。

グリーン・イノベーションは、世界で競争が激しくなっており、先行できるかどうかで経済的優位性にも響くことに留意が必要。

○ 長期目標を前提とした今からの制度づくり

中期目標（約束草案）の達成のための制度づくりにおいても、長期目標の達成を視野に入れた制度設計が必要。

例えば、電力については、2030年にはCO₂排出係数0.37kg-CO₂/kWh程度であるが、安井委員の発表にもあったとおり、2050年には「ゼロ」にしなくてはならない。石炭火力の立地計画が多くあるが、2030年に電力の26%分稼働できても2050年にはほとんど動かせなくなる可能性があることを事業者等は留意すべき。そもそも現

¹ 環境基本計画では、イノベーションの定義として「これまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」としている。

在の石炭火力からの排出量は既にエネルギーミックスの想定を上回っており、これ以上排出量を増やさず着実に削減できるようにするための仕組みを今から導入すべき。

また、都市構造を変えることによってCO₂排出量を削減していくことが極めて重要であるが、都市構造の変革には長い時間がかかるため、今からそのための仕組みづくりを具体的に考えていくことが必要。さらに、モデルプロジェクト方式にも限界があり、すべてのプロジェクトにおいて必要な環境配慮がなされる仕組みづくりに取り組むことが欠かせない。

○ 個別企業の取組を促す手法の導入について

業界単位ではなく、個社単位での先進的な取組を促し、イノベーションを起こすためにも、情報的な手法やインセンティブの付与等の施策を検討していくことが必要。例えば、温対法や化管法※において対象物質の排出量の算定報告公表制度が定められているが、これを上手に活用することが考えられるのではないか。電力の小売完全自由化に当たって小売事業者の排出係数を公表させることは、消費者の環境的視点を含めた電気の選択を検討してもらう上で必須。

また、情報的な手法とインセンティブ等を組み合わせた取組の加速化が必要。

※ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律